

○埼玉県警察術科指導室設置運営要綱

平成9年3月18日

埼例規第16号・教

警察本部長

埼玉県警察術科指導室設置運営要綱の制定について（例規通達）

術科指導体制の一層の強化を図り、指導者の育成及び職員の術科指導を強力に推進し、術科技能水準の向上並びに殉職及び受傷事故の絶無を期するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成9年4月1日から実施することとしたから誤りのないようにされたい。

別添

## 埼玉県警察術科指導室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県警察術科指導室（以下「術科指導室」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警務部教養課に、術科指導室を置く。

(任務)

第3条 術科指導室においては、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 術科（逮捕術、柔道、剣道、総合対処法、拳銃、救急法及び体育をいう。）の訓練計画及び指導に関すること。
- (2) 技能検定（救急法及び運転技能検定を除く。）及び体力検定に関すること。
- (3) 特別強化訓練員に関すること。

(構成)

第4条 術科指導室は、室長及び室員をもって構成し、室長には、警務部主席師範又は警務部教養課に所属する師範のうち最も上位の者をもって充て、室員には、警務部教養課に所属する師範、術科担当補佐、上席教師及び教師をもって充てる。

(術科指導室長等の責務)

第5条 室長は、術科指導室の事務を掌理し、室員を指揮監督する。

2 警務部教養課長及び室長は、緊密な連携を図り、術科指導室の効率的な運営に努めるものとする。

(各所属の術科指導者及び術科指導員との連携)

第6条 室員は、術科訓練等を適正かつ効果的に行うため、各所属の埼玉県警察術科訓練規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第12号）第11条に規定する術科指導者及び同規程第13条に規定する術科指導員と緊密な連絡協調を図るとともに、これに対する必要な指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、術科指導室の運営に関する細部事項については、警務部教養課長が別に定める。

実施日

この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。

実施日 （平成13年11月30日埼例規第110号・務）

この例規通達は、平成13年12月1日から実施する。

実施日 （平成23年3月18日教第496号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日 （令和2年10月23日教第1214号）

この通達は、令和2年11月1日から実施する。

実施日 （令和4年3月2日教第378号）

この通達は、令和4年4月1日から実施する。